

別 紙

答申第66号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、別表1に掲げる部分については公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月6日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があり、同年11月20日に補正書の提出があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」の第10条にある「連絡協議会」で扱われた書面、書類、資料の全部の交付。（録音テープや最新式の録音も含む）それに、会議録全部の交付。また、「連絡協議会」の運営に関する事項のもの。（同第10条第2項に該当するもの）（平成16年4月1日から平成18年3月まで）
- (3) この請求に対して、実施機関は、対象公文書として児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）の第10条にある連絡協議会で平成16年4月1日から平成18年3月までに開催された会議に係る資料8件を特定し、同年11月20日付けで部分公開決定を行った。
公開しない部分及び公開しない理由：別表2のとおり
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として同年11月24日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成19年2月19日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件公文書の部分公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、以下のとおりである。
ア 条例第9条により、全部公開を求める。
イ 「訴訟」のためであり、「訴訟」では相手方（被告）との「対等」を確保するのは当然であり、申立人の権利利益を保護するために、本人のための情報を得るのは当然である。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 連絡協議会について
連絡協議会は、研修者の所属校の校長、教育センター所長及び高校教育課長が出席して、研修者の研修状況や研修計画の進行状況等について情報を共有し、今後の

研修計画や研修内容について意見交換をすることを主な目的として開催されるものである。「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」の第3条に規定されているように、教育センター研修の計画は教育センター所長が作成し、計画の作成や変更の際には必要に応じて所属校の校長や高校教育課長と協議することになっており、この協議会がその役割を果たしている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの

研修者の氏名、所属校、生年月日等に関する事項については、特定の個人が識別され若しくは識別されうるため、条例第7条第2号に該当する。

これらの情報は、研修者の職務に関する事柄ではあるが、個人の資質に立ち入った内容であり、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、ただし書きウには該当しない。

イ 特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するもの

研修者に対する研修計画は、児童生徒等に適切な指導が行えない研修者の状況、研修者の抱える課題や問題点を具体的に明確化した上で、研修者個々に作成されるものである。

連絡協議会資料に記載された内容のうち、研修計画書、行動目標、研修項目、評価の観点等の研修計画の具体に関する部分は、これを公開することにより適切な指導が行えないと認定された研修者の課題点を明らかにすることとなるため、特定の個人を識別することができるとはいえないまでも、研修者の権利利益を害するおそれがあるものと考えられる。また、研修場所・時期については、計画が研修者ごとに作成されるものであることから、これを公開することにより研修者個人の特定につながるおそれがあるものと考えられる。

研修者の研修状況や評価に関する部分は、研修者が指導を受けた事柄、その結果や当時の状況について詳細かつ具体的に記載されている。また、そのときの研修者の発言、心情を表す記載、研修者の行動等、研修者個人の人格と密接に関わる情報を含んでいる。したがって、これを公開することにより、特定の個人を識別することはできるとはいえないまでも、研修者の権利利益を害するおそれがあるものである。

(3) 条例第7条第6号該当性について

(2)のイでも述べたように、連絡協議会資料の研修計画、研修項目、研修内容、評価、評価の観点等については、研修者の抱える課題や問題点を明らかにし、研修者の状況や指導を受けた内容及びその結果を詳細かつ具体的に記載したものである。これらが公開されると、研修者が研修や指導に対して反抗的な姿勢を示したり、研修に対して否定的な態度をとる等の結果、研修及び指導が円滑かつ効果的に実施できず、指導力向上を目的とする研修、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、研修者の研修状況や評価等についての情報は、人事に関する事務として教育委員会へ報告するものであることから、公開を前提として作成されていない。これを公開すると、研修者の状況や評価者の評価に関して的確な内容が記載されず、人事担当者に必要な情報が十分に伝わらなくなるおそれがあり、人事管理事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

実施機関では、「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱」を定め、同要綱に基づき該当する教員等へ対応することとしている。この要綱では、児童生徒等に適切な指導が行えない教員に認定された教員に対する対応は、「支援を要する教員」と「研修を要する教員」に区分し行うこととしている。この研修及び支援の実施に関し必要な事項を定めたものが、「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修・支援に関する実施要綱（県立学校）」（以下「実施要綱」という）である。

本件対象公文書は、実施要綱の第10条にある連絡協議会の会議資料のうち、平成16年4月1日から平成18年3月までのものである。

この連絡協議会は、この期間に8回開催されており、会議資料は、会議次第の他に、研修者の研修計画書や研修課題表などの計画段階の情報と連絡協議会開催までの研修者の研修状況についての報告やその評価などの研修結果に係る情報からなっている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの

研修者の氏名、生年月日、年齢、学校名、校長名、学校関係者名及び教育センター以外の研修機関名については、特定の個人が識別され、又は対象公文書上で公開される他の情報と組み合わせることによりあるいは既に公となっている情報と照合することによって当該研修者が識別され、若しくは識別されうる可能性を持つものといえる。したがって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修については、公務員が職務として受ける研修ではあるが、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等を対象としている。このことは、個人の資質、名誉に関する当該公務員固有の情報であり、これを公開することにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書きウには該当しない。

ただし、部活動名については同じ名称の部活動を持つ学校が他にも複数存在し、個人が識別されることにはならないため、条例第7条第2号には該当しない。

イ 特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

研修計画段階に係る情報

実施機関は、研修計画書、行動目標、研修項目、評価の観点等の研修計画の具体に関する部分は、公開することにより、適切に指導が行えない教員と認定された研修者の課題点を明らかにすることとなるため、特定の個人を識別することができるとはいえないまでも、研修者の権利利益を害するおそれがあると説明している。

確かに、個々の研修計画は研修者の状況に応じて個別に作成されるものではあるが、対象公文書に記載されている情報は、一般的あるいは定型的な内容のものから研修者の能力や現状評価に基づいた具体的な内容のものまで様々である。

これら研修計画段階に係る情報のうち、一般的あるいは定型的な内容のものについては、これを公開しても、研修者の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

しかし、「行動目標」及び「評価の観点」については、個々の研修者の状況あるいは能力に応じて策定された内容が具体的に記載されている。これらの情報は、個人の資質や能力に直接関連した内容であり、研修者の評価に結びつく情報であると考えられるため、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められるため、条例第7条第2号に該当する。

研修結果に係る情報

実施機関は、次の理由をあげて、特定の個人を識別することができるとはいえないまでも、研修者の権利利益を害するおそれがあると説明している。すなわち、研修者の研修状況や評価に関する部分は、研修者が指導を受けた事柄、その結果や当時の状況について詳細かつ具体的に記載されており、そのときの研修者の発言、心情を表す記載、研修者の行動等、研修者個人の人格と密接に関わる情報を含んでいるためである。

確かに、研修の結果についての情報の中には、研修者に実施した研修・支援の内容、それに対して研修者がとった態度や発言、また評価者の率直な判断などが詳細に記載されている部分があり、これらの情報は、個人の人格と密接に関わる情報であることから、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められるため、条例第7条第2号に該当する。

しかし、研修結果に係る情報のうち、実施報告書や研修報告に項目のみ記載された部分については、公開しても特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号に該当しない。

(4) 条例第7条第6号該当性について

実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分は、研修者に実施した研修・支援の内容、それに対して研修者がとった態度や発言、また評価者の率直な判断などが詳細に記載されている。

これらの情報は、一般に公にされることを前提に記載されているとは認められず、公開することにより、研修者が研修や指導に対して反抗的な姿勢を示したり、研修に対して否定的な態度をとる等の結果、研修及び指導が円滑かつ効果的に実施できず、指導力向上を目的とする研修、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の説明は首肯できる。加えて、これらの情報を公開すると、研修者の状況や評価者の評価に関して的確な内容が記載されず、人事担当者に必要な情報が十分に伝わらなくなるおそれがあり、人事管理事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められるため、条例第7条第6号に該当する。

しかし、研修の結果に係る情報のうち、実施報告書や研修報告に記載された項目のみの部分については、公開しても実施機関の行う事務又は事業の遂行に著しい支障があるとは認められない。

(5) 裁量的公開について

異議申立人は、異議申立書において、自己の裁判における相手方との対等性を確保するために条例第9条の裁量的公開による全部公開を求めている。

同条は、非公開情報であっても、実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は、当該公文書を公開することができるとして、実施機関に公開するか否かの裁量を認めた規定である。「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合をいう。

異議申立人がいう相手方との対等性の確保とは、裁判における公平・中立性を確保するという趣旨であると考えられるが、その点では、公益性が全く認められなくはない。

しかしながら、そのために公文書を入手する手段は、弁護士法第23条の2や民事訴訟法第226条等で制度化されており、公文書公開請求よりもそれらの制度の方がより適しているのは明らかであり、そうしたより適切な制度が他に存し活用できる以上、「公益上特に必要がある」とはいえない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

公文書名	公開すべき部分
平成16年度 第二回連絡協議会	
特別研修計画書	全て
特別研修 研修課題表	研修項目例
教育センター研修・支援実施中間報告書	「2年間実施研修・支援」のうち研修機関名を除く部分
特別研修 後期(第 期、第 期)研修計画	全て
学校研修の概要	部活動名、研修内容
学校研修 研修課題および評価の観点	研修内容
平成16年度 第三回連絡協議会	
教育センターにおける研修実施報告	「2年間実施研修・支援」のうち研修機関名を除く部分
特別研修 今後の研修計画	全て
平成17年度 第一回連絡協議会	
所属校研修チームミーティングスタッフ	部活動名
平成17年度特別研修所属校研修年間スケジュール(案)	学校名を除く部分
所属校研修・支援計画書	「2年間研修・支援計画」のうち研修機関名を除く部分
研修計画(部)	教諭名を除く部分
平成17年度 第二回連絡協議会(H17.8.31)	
所属校研修 研修報告	「1 1学期研修報告」の研修内容
所属校研修・支援計画書	「2年間研修・支援計画」のうち研修機関名を除く部分
平成17年度特別研修・所属校研修中間報告	「1 H17所属校研修への対応」のうち「研修機関名、科指導主任名及び教科主任名」を除く部分
特別研修計画書	「2 1学期の状況」の項目及 の1行目
その他添付資料	「学校名及び指導担当者氏名」を除く部分
	「3 月別実施研修・支援(太字)」の研修・支援課題及び研修・支援内容
平成17年度 第二回連絡協議会(H17.10.5)	
特別研修研修計画書	教諭名を除く部分
平成17年度 第三回連絡協議会(H18.1.30)	
教育センターにおける研修実施報告	「2年間実施研修・支援」

別表 2

公文書名	公開しない部分	非公開理由
平成16年度 特別研修開講式及び第一回連絡協議会		
開講式次第	学校名、氏名	2号
第一回連絡協議会	学校名、校長名	2号
平成16年度 第二回連絡協議会		
第二回連絡協議会	学校名	2号
特別研修計画書	研修課題、研修項目、主たる時期、研修の視点、研修形態、研修時期について	2号
特別研修 研修課題表	行動目標、研修項目例	2号
教育センター研修・支援実施中間報告書	ふりがな、氏名、所属校、生年月日 年間実施研修・支援（研修日数、研修機関、月別研修課題）、月別実施研修・支援（研修・支援内容、評価）	2号 2・6号
児童生徒等に適切な指導が行えない 教員等の中間評価表【教諭等】	行動目標、個別、総合	2・6号
特別研修 後期（第 期、第 期） 研修計画	研修内容	2号
学校研修の概要	学校名、研修内容、部活動名、指導担当者氏名、 スタッフミーティング参加者名	2号
学校研修 研修課題及び評価の観点	学校名、研修内容、評価の観点	2号
平成16年度 第三回連絡協議会		
第三回連絡協議会	学校名	2号
教育センターにおける研修実施報告書	ふりがな、氏名、所属校、生年月日 年間実施研修・支援（研修日数、研修機関、月別研修課題）、月別実施研修・支援（研修・支援内容、評価）	2号 2・6号
教育センターにおける研修状況及び効果	研修・支援全体の状況、学習指導、生徒指導・進路指導・課外活動、学級経営、対人関係、校務、 サービス	2・6号
学校における研修実施報告	学校名 月別実施研修・支援（研修・支援内容、評価）	2号 2・6号
学校における研修実施報告	ふりがな、氏名、所属校名、生年月日 研修・支援全体の状況、学習指導、生徒指導・進路指導・課外活動、学級経営、対人関係、校務、 サービス	2号 2・6号
特別研修 今後の研修計画	研修内容	2号
平成17年度 第一回連絡協議会		
第一回連絡協議会	学校名、校長名	2号
所属校研修チームミーティングスタッフ	スタッフ氏名、部活動名、顧問名、氏名	2号
平成17年度特別研修所属校研修年間スケジュール	学校名、学習指導、生徒指導、校務分掌、サービス・ 研修等	2号
所属校研修・支援計画書	学校名、校長名、ふりがな、氏名、所属校名、生 年月日、年齢、年間研修・支援（研修日数、研修	2号

	機関、月別研修課題)	
科校内研修記録	教諭名	2号
研修計画(部)	教諭名、計画	2号
平成17年度 第二回連絡協議会 (H17.8.31)		
第二回連絡協議会	学校名	2号
所属校研修 研修報告	学校名、教諭名 1学期研修報告(研修内容、研修成果・問題点)、 センター研修報告、今後のセンター研修の視点	2号 2.6号
所属校研修・支援計画書	学校名、校長名、所属校名、ふりがな、氏名、生 年月日、年齢、研修日数、研修機関(所在地)、 月別研修課題	2号
平成17年度特別研修・所属校研修中 間報告	学校名、学校研修の一部、センター研修の一部、 社会体験研修の一部、指導主任名、教科主任 名、1学期の状況	2.6号
特別研修計画書	学校名、研修課題、研修項目、時期、研修の視点、 研修形態、部活動名、指導担当者名、月別実施研 修・支援(研修・支援課題、研修支援内容)	2号
その他添付資料	月別実施研修・支援(研修・支援内容、評価)	2.6号
授業評価アンケート結果	クラス、アンケート結果	2.6号
平成17年度 第二回連絡協議会 (H17.10.5)		
第二回連絡協議会	学校名	2号
研修状況報告	指導過程と研修への取り組み、特記事項	2.6号
特別研修研修計画書	教諭名、研修時期について、研修内容、研修項目、 時期、視点、研修形態、学校研修、社会体験研修	2号
特別研修研修課題表	教諭名、行動目標	2号
平成17年度 第三回連絡協議会 (H18.1.31)		
第三回連絡協議会	学校名	2号
平成17年度 第三回連絡協議会 (H18.1.30)		
第三回連絡協議会	学校名	2号
教育センター研修実施報告	ふりがな、氏名、所属校名、生年月日 年間実施研修・支援(研修日数、研修機関、月別 研修課題)、備考、月別実施研修・支援(研修・ 支援内容、評価)	2号 2.6号
教育センターにおける研修状況及び 効果	研修・支援全体の状況、学習指導、生徒指導・進 路指導・課外活動指導、学級経営、対人関係、校 務、服務	2.6号

(諮問第 8 1 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 2 月 1 9 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 0 年 4 月 2 4 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 0 年 5 月 8 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 0 年 5 月 2 9 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 0 年 6 月 2 6 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 0 年 7 月 2 3 日	実施機関から非公開理由説明書の補足説明書を受理
平成 2 0 年 7 月 2 4 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 0 年 8 月 2 1 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 0 年 9 月 2 5 日 (審査会第 6 回目)	実施機関から意見聴取
平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 (審査会第 9 回目)	審議
平成 2 1 年 1 月 1 6 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	